

武蔵国多摩郡後ヶ谷村杉本家文書目録 解題

一 文書の伝来

杉本家文書は、一九六^五五年（昭和四〇年）度に原蔵者杉本氏より、当史料館の前身である文部省史料館へ譲渡されたものであり、今日当館所蔵史料となつている。

二 後ヶ谷村の概要

近世の武蔵国多摩郡後ヶ谷村は、三つの谷から構成されていた。すなわち石川の谷、回り田谷、谷ツ入である。このうち石川の谷は現在村山貯水池（多摩湖）の湖底に沈んでいるが、この石川の谷が最も大きく宅部、内堀、杉本の三字がここにあり、その上流部は、それぞれ蔵敷村、芋窪村に属している。

近世の後ヶ谷は、この三つの谷から構成され、村民は石川の谷を中心とした北の谷と回り田谷・谷ツ入を中心とした南の谷の二つのグループに分かれていた。この二つのグループには、それぞれ中心となる家があった。

北の谷の勘左衛門家と南の谷の新左衛門家である。この両家は、おそらく戦国期の土豪であり、それぞれ谷ごとに成立した同族団の本来であつたらう。江戸時代になって、土豪が百姓となり、二つの同族団を合わせて一つの村を作ったとき、この一族を統括する力を持った両家がそれぞれ名主にされた。これにより後ヶ谷村には、二人の名主が存在することになった。本文書の原蔵者である杉本家は北の谷の勘左衛門家である。

さて、近世の武蔵国多摩郡後ヶ谷村は、現在は東京都東大和市狭山に含まれる。後ヶ谷村は江戸期から明治八年（一八七五）までの村名であり、同八年に後ヶ谷村と宅部村とが合併して狭山村となったのである。

明治後半から大正期にかけて東京の発展による人口の増大は、莫大な飲料水の確保が必要となり、狭山丘陵に貯水池をつくることが決まり、昭和二年（一九二七）村山貯水池（多摩湖）が完成し、その一部として旧後ヶ谷村のうちの石川の谷が湖底に沈んだのであった。

近世の後ヶ谷村についての簡単な概要を紹介しておく。

後ヶ谷村は、多摩郡山口領のうちに属した。中世の宅部郷は後ヶ谷と宅部から成り、江戸初期、後ヶ谷村と総称した。

正保期（一六四四―四七）の『武蔵田園簿』によると、後口谷戸村は村高三〇〇石、その内訳として田方八八石、畑方二二〇石で、支配者は旗本溝口佐左衛門知行・同逸見四郎左衛門知行の相給となっている。

後ヶ谷村は延宝二年（一六七四）に幕府直轄領に編入され以後幕末まで、いわゆる天領であった。

現存する「後ヶ谷村人別宗門改書上帳」や「村鑑明細帳」等から近世前期から幕末期までの村の動向を検討してみよう。

「表1」は村高・家数・総人口（男・女）・馬数と名主の一覧表である。これによりその動向を窺うこととしよう。

村高は、前述のように正保期（一六四四―四七）には三〇〇石であったが、元禄―享保期（一六八八―一七三五）には一六二石余と約半減されている。これは宅部村が独立したためであろうか。さて宝暦八年（一七五八）以降明治二年（一八六九）までの村高は二〇三石九斗二升四合と固定化されている。これは従来の一六二石三斗四升二合を本田とし、四一石五斗八升二合が古新田として開発された部分であり、両者の高の合計が近世中期以降の村高として固定されたのであった。それらの詳細については、安永七年（一七七八）・文政四年（一八二二）の「村鑑明細書上帳」に記載がある。

家数は宝暦八年（一七五八）以降百姓家四五軒として変化なく明治維新まで続いている。この百姓家四五軒以外に、寺一軒・堂二軒が存在している。総家数四八軒とあるときは、この寺一軒・堂二軒が加算されているのである。

総人口は元禄二年（一六八九）の一六一名より徐々に増加し、文化期（一八〇四―一七）には二二〇人から二三〇人ぐらゐとなり、文政期

[表1] 後ヶ谷村人別宗門改書上帳等の記載からみた村の動向

年(西暦)・月	村高	家数	総人口	男・女	名主	名主	馬
	石	軒	人	人 人	(細頭)	(細頭)	疋
元禄2(1689).6	161.906	37	161	85・76	勘右衛門	十兵衛	
宝永3(1706).4	162.342	39	192	93・99	左右衛門	〃	30
〃 4(1707).9	〃	41	202	105・97	〃	〃	
享保14(1729).7	〃	43	178	98・90	〃	(名主)彦八郎	
〃 18(1733).6	〃		181	107・74	〃	〃	
〃 20(1735).11	〃	48	222	123・99	〃	〃	21
宝暦8(1758).3	203.924	45			(名主)勘左衛門	(名主)彦八	
安永7(1778).4	〃	〃, 他3	205	101・100,他4	〃		24
〃 9(1780).3	〃	〃, 〃	212	104・104,他4	〃		24
天明2(1782).3	〃	〃, 〃	188	93・92,他2	〃		26
〃 6(1786).3	〃	〃, 〃	188	95・93	〃		
寛政2(1790).3	〃	〃, 〃	200	97・104,他3	〃		
〃 6(1794).3	〃	〃, 〃	197	94・98,他5	〃		20
〃 9(1797).3	〃	〃, 〃	185	91・91,他3	〃		
〃 10(1798).3	〃	〃, 〃	180	88・91,他5	〃		
享和1(1801).3	〃	〃, 〃	185	91・88,他6	〃		19
文化1(1804).3	〃	〃, 〃	197	95・95,他7	〃	(名主)大八	19
〃 6(1809).3	〃	〃, 〃	237	112・118,他7	〃	〃	15
〃 7(1810).3	〃	〃, 〃	226	115・104,他7	〃	〃	19
〃 8(1811).3	〃	〃, 〃	213	107・99,他7	〃	〃	18
〃 9(1812).3	〃	〃, 〃	225	112・126,他7	〃	〃	19
〃 10(1813).3	〃	〃, 〃	234	120・109,他7	〃	〃	18
〃 11(1814).3	〃	〃, 〃	228	117・105,他6	〃	〃	20
〃 12(1815).3	〃	〃, 〃	222	115・101,他6	〃	〃	21
文政3(1820).3	〃	〃, 〃	249	123・122,他3	〃	(名主)新左衛門	25
〃 5(1822).3	〃	〃, 〃	259	123・130,他6	〃	〃	28
〃 6(1823).3	〃	〃, 〃	252	124・124,他4	〃	〃	27
〃 9(1826).3	〃	〃, 〃	260	129・128,他3	〃	〃	30
〃 11(1828).3	〃	〃, 〃	262	131・129,他2	〃	〃	29
〃 12(1829).3	〃	〃, 〃	262	132・128,他2	〃	〃	29
天保5(1834).3	〃	〃, 〃	256	127・126,他3	〃	〃	27
〃 8(1837).3	〃	〃, 〃	256	133・120,他3	〃	〃	23
〃 9(1838).3	〃	〃, 〃	242	125・114,他3	(名主)平重郎	〃	24
〃 10(1839).3	〃	〃, 〃	235	119・112,他4	〃	〃	22
〃 12(1841).3	〃	〃, 〃	239		〃	(名主)後三郎	21
〃 15(1844).3	〃	〃, 〃	236	120・114,他2	〃	〃	22
弘化2(1845).3	〃	〃, 〃	232	119・111,他2	〃	〃	19
明治2(1869).3	〃	〃, 他4	294	130・160,他4	〃	(名主)新左衛門	13

(一八二〇―二九)には二六〇人に及びピークとなり天保期(一八三〇―四三)には少し減少し二三〇人ぐらいに戻るが、明治二年(一八六九)には二九四人と最高値を示しているが、これは女性人口の激増によるものである。これらの数は農民数であるが、後ヶ谷村には、この他、僧・道心(在家で仏道を行なう者)・比丘尼が、数人ずつ存在した。明治二年(一八六九)には僧・道心等の外に神主一人が存在している。男と女の人口比では、とくに特別なことはなくほぼ男女半数ずつであるが、明治二年(一八六九)に男一三〇人に対し女一六〇人と三〇人も女の方が多いのが注目される。

馬数は、宝永三年(一七〇六)が三〇疋で多く次第に減少し二〇疋、一五疋となるが、文政期後半から再び三〇疋前後となっているが、明治二年には一三疋と最も少なくなっている。これらの馬は、農耕馬ではなく、江戸や近在の農産物の運搬に使用されたり、助郷のために確保されていたものである。

名主の存在をみると、一時期を除いては、名主は、二軒あり、その一軒の杢右衛門―勘左衛門―平重郎の系譜の家が、杉本家である。次に、後ヶ谷村の産業等についてふれておこう。

宝永三年(一七〇六)の「後ヶ谷村諸色覚書上帳」には「耕作之間百姓男子ハ江戸仕業、女子ハ野業仕候」とあり、江戸への道法みちのりは七里(二八キロメートル)余とある。文政四年(一八二二)の「村鑑明細帳」には、「当村之義は古来より困窮村ニ而柴山井畔木ヲ伐槎木ニ仕御府内へ馬附又は川岸出し仕、且八王子・青梅・五日市・飯能之市江罷出炭買入、是又馬附又は川岸出し仕、馬附送り八夜四ツ時(午後一〇時)ニ罷出御府内へ罷越明夜五ツ時(午後八時)帰村仕候程難儀仕候、女は木綿嶋織作間之儀仕候」とある。化政期(一八〇四―二九)の状況を物語る『新編武蔵風土記稿』には、「薪を伐りて江戸へおくり、傍ら養蚕」を営んだとある。

天保九年(一八三八)の「後ヶ谷村商屋書上帳」には、「一、升売酒屋 持高三石四斗七升二合、百姓太郎左衛門父小原二、是ハ寛政八辰年三月方商売仕候」とある。商屋はこれ一軒のみである。

安政四年(一八五七)の「産物有無書上帳」には、「当村方ニ而は農間木綿織織出し最寄市場亦は江戸表江持出売捌候外何ニ而も産物之品無御座候」とある。

明治二年（一八六九）の「産物書上帳」には、

一 覚

一 繭四石五斗

代永六拾七貫五百文

一 木綿縞四百八拾端^区

代永三百式拾貫文

右之通取調奉書上候処、相違無御座候、以上」

と記載されてある。

明治六年（一八七三）の「数目調」では、「戸数四拾六軒、内一戸旧神宮・四拾五軒農、車三拾壹輛農車、物産、米三拾七石、大麦百七拾石、小麦四拾石、菜種三石、大豆拾石、小豆壹石、粟百石、稗八拾石、茶拾貫目、蕎麦拾石、桑式百駄、繭五石、織物千五百端、岡米拾石、豌豆拾石、芋百駄、薩摩芋百廿駄、唐茄子廿駄、藍葉式百貫」とある。

明治時代になっても主な産業は農業であったが、茶、藍葉、繭の生産が増加し織物業がさかんとなった。すなわち狭山茶と村山^{かすり}餅である。とくに後者は明治三〇年―四〇年（一八九七―一九〇七）には全盛期を迎えたが、大正・昭和期と景気は悪化し、養蚕業がさかんとなり、桑畑が拡大した。

三 後ヶ谷村における杉本家

杉本家文書の原蔵者である杉本家は、代々後ヶ谷村の名主役を世襲し、明治五年には、名主から副戸長へと名称が変化したが、絶えず村政の指導者として存在してきた。杉本家文書の大半は、これら名主役や副戸長勤務の中で作成されたものである。

さて、杉本家については、『杉本家系譜』（昭和十五年（一九四〇）八月二十日、四十一代杉本寛一編刊行、騰写印刷四五頁）が存在する。ここでは、この『杉本家系譜』と杉本家文書等を中心に杉本家の概要について述べておくこととしたい。

杉本氏は元は石井氏を称していたが、近世には地名の杉本をとり杉本と改称していた。

天正一八年（一五九〇）徳川家康が江戸に入り近世の村落支配を編成する中で、庄屋役に取り立てられ、勘解由（政五郎）は元和元年（一六一五）五月五日地頭逸見四郎左衛門と共に大坂に出陣し同六月二十八日戦死した。

寛文九年（一六六九）三月「武蔵国多摩郡山口領後谷村新田検地帳」では、勘左衛門が検地案内の一人となっている。延宝二年（一六七四）八月の「御縄打帳」でも同様に勘左衛門が検地案内の一人となり、同検地帳では最高の名請高一町六反三畝一七歩が登載されている。屋敷一筆六畝七歩、田が二七筆七反三畝五歩、畑が二六筆八反二畝五歩、このほか藪が二筆二畝歩である。

「表2」は「後ヶ谷村人別宗門改書上帳」の記載からみた杉本家の状況である。杉本家は元禄期（一六八八―一七〇三）には、すでに名主役として、文書の中で存在が明確になっているが、現存している「宗門改帳」でその存在が判明するのは、宝永四年（一七〇七）から明治二年（一八六九）までの一六二年間三六冊によってである。

これによると宝永四年から享保期（一七一六―一三五）までは、左右衛門と称し、以後三代は勘左衛門である。

二代目の勘左衛門は天明二年（一七八二）に若干一四歳で名主役に就任し、文政一二年（一八二九）六一歳でなお名主役を勤めていた。四八年前に及ぶものである。この間天明の大飢饉と村落の荒廃があり、幕府の松平定信を中心とした寛政改革により村落の復興政策が展開し、名主たちがその先頭に立って奮闘努力したのであった。文化・文政期（一八〇四―一八九）の江戸後期の発展期を迎えるのである。

杉本家の持高も一四歳で勘左衛門が名主役に就任した頃は、一六石余であったが寛政六年（一七九四）以降、約二倍の三二石余と飛躍するのである。杉本家の家族構成は、夫婦・子供を中心とする単婚小家族であり、近世前期では、下男・下女とよばれる奉公人を享保二〇年（一七三三）で九人も抱え、手作経営を実施していたが、持高が増大するに従い奉公人の数も減少し、一、二名に過ぎなくなった。これは、手作経営から地主・小作経営に転換したためではなからうか。また馬を所持していた時期も安永七年（一七七八）から寛政六年（一七九四）までで、いわ

〔表2〕 後ヶ谷村人別宗門改書上帳の記載からみた杉本家

年(西暦)・月	名 前 (年齢)	家族数	男・女内(下男・下女)	持 高	役 職	馬
元禄2(1689).6	勘右衛門 (50)	4	2・2	石 4.870	組頭	
宝永4(1707).9	左右衛門 (55)	8	4・4 (1・2)		名主	
享保14(1729).7	〃 (46)	10	6・4 (3・2)	10.9601	〃	
〃 18(1733).6	〃 (50)	13	9・4 (4・2)	〃	〃	
〃 20(1735).11	〃 (52)	17	12・5 (6・3)	12.1736	〃	
宝暦8(1758).3	勘左衛門 (29)	10	5・5 (2・2)		〃	
安永7(1778).4	〃 (49)	6	3・3 (1・1)	16.8987	〃	2
〃 9(1780).3	〃 (51)	8	5・3 (2・1)	16.9087	〃	2
天明2(1782).3	勘左衛門 (14)	7	4・3 (2・1)	16.8987	〃	2
寛政2(1790).3	〃 (21)	7	5・2 (3・1)	22.8780	〃	1
〃 6(1794).3	〃 (25)	6	4・2 (2・1)	31.1200	〃	1
〃 9(1797).3	〃 (28)	5	3・2 (1・1)	31.1800	〃	
〃 10(1798).3	〃 (29)	4	3・1 (1・0)	31.1200	〃	
享和1(1801).3	〃 (32)	6	3・3 (1・1)	〃	〃	
文化1(1804).3	〃 (35)	4	2・2	〃	〃	
〃 6(1809).3	〃 (40)	4	1・3	31.110	〃	
〃 7(1810).3	〃 (41)	5	1・4	〃	〃	
〃 8(1811).3	〃 (43)	5	1・4	〃	〃	
〃 9(1812).3	〃 (44)	6	1・5 (0・1)	〃	〃	
〃 10(1813).3	〃 (45)	6	1・5 (0・1)	〃	〃	
〃 11(1814).3	〃 (45)	6	2・4 (1・1)	〃	〃	
〃 12(1815).3	〃 (46)	5	2・3 (1・1)	〃	〃	
文政3(1820).3	〃 (50)	7	2・5 (1・1)	〃	〃	
〃 5(1822).3	〃 (54)	8	2・6 (1・1)	31.140	〃	
〃 6(1823).3	〃 (55)	8	2・6 (1・1)	〃	〃	
〃 9(1826).3	〃 (58)	8	2・6 (1・1)	〃	〃	
〃 11(1828).3	〃 (60)	7	1・6 (0・1)	〃	〃	
〃 12(1829).3	〃 (61)	8	2・6 (1・1)	〃	〃	
天保5(1834).3	勘左衛門 (22)	9	4・5 (2・0)	18.804余	〃	
〃 8(1837).3	〃 (26)	7	5・2 (2・0)	〃	〃	
〃 9(1838).3	平重郎 (27)	7	4・3 (1・1)	〃	〃	
〃 10(1839).3	〃 (28)	5	3・2	〃	〃	
〃 12(1841).3	〃 (30)	6	3・3	〃	〃	
〃 15(1844).3	〃 (33)	6	3・3	26.800	〃	
弘化2(1845).3	〃 (34)	6	3・3	〃	〃	
明治2(1869).3	〃 (58)	10	5・5 (1・1)	〃	〃	

ゆる三・一石余の大高持になってからは馬を所持していない。これは実質的な農業経営の規模を縮少し、小作経営に依存したためとも考えられる。さらに三代目の勘左衛門は天保五年（一八三四）にはすでに二二歳で名主役に就任している。しかし、この時期は、天明飢饉と比較される天保飢饉が始まり、杉本家でも、持高をこれまでの三・一石余から一・八石余と一・三石も減少させている。勘左衛門は二七歳の天保九年（一八一三）に平重郎と改名し、同十五年（一八四四）には、持高を二・六石八斗まで回復した。この三代目勘左衛門＝平重郎は林志と称し、文化一〇年（一八一五）二月二八日に生れ、明治二年（一八八八）二月二〇日に死去したが、彼の大きな業績としては、『狭山之葉』を著作したことである。本書は狭山丘陵を中心とし、その周辺の村々の歴史や記録をまとめたものである。

林志は入間郡久米村（現在所沢市）の平塚家に生まれ、一六歳で杉本家に入り、一九歳の時養父定賢が天保二年（一八三一）一〇月五日に死去するとその長女と結婚し、翌年二〇歳で名主役を継承した。弘化四年（一八四七）三五歳で一二歳の長男に名主役を譲り、その後見役となった。それから四〇年間に、関東各地の史蹟の探求、神社仏閣の巡礼などにその大半をあてている。こうして『狭山の葉』が誕生したのであり、江戸末期から明治初年にかけての狭山丘陵周辺の様子をよく伝える貴重な文献である。（以上の杉本林志の記述は成迫政則氏「杉本林志と『狭山の葉』」、東京都東和市『多摩湖の歴史―普及版―』二二二頁より抜粋して引用させていただいた。）

四 杉本家文書の目録編成

本目録に収録した杉本家文書は、当館所蔵の同家文書のすべてであり、その目録点数は二七七四点であるが文書総点数は三五九三点に及ぶものである。文書の形態で示すと、冊子型（帳）文書が七三二点（二〇・三七％）、書状文書二六五八点（七三・九八％）、綴文書が二二九点（三・五九％）、鋪が七四点（二・〇六％）であり、文書の大半は書状文書である。

杉本家文書の年代的存在状況を見ると、最古のものは天正一九年（一五九二）十一月の三光院御朱印と同年同月水川明神領地寄進状（折紙）であるが、いずれも後世の写しである。原文書で一番古いものは、寛永二年（一六四四）三月三日「前沢御鷹野割当帳」や寛文九年（一六六

九)三月「武蔵国多摩郡山口領後谷村新田検地水帳」等である。最も新しいものでは、昭和一五年のものがある。杉本家文書の大半は享保期以降のものが主流を占めるが、近世前期の元禄期のものも少なくない。

さて、杉本家文書の目録編成の基本には、名主役・副戸長など村政の公的文書と家を中心とした私的文書の二つに大別した。

前者の公的文書は近世の名主役と明治初年の副戸長の二区分を設けた。名主文書は総点数二〇四六点(五六・九四%)で約半数を占めている。副戸長文書は四〇三点(一一・三二%)である。私文書を中心とした家文書は一一四四点(三一・八四%)となる。

〔表3〕武蔵国多摩郡後ヶ谷村杉本家文書目録の編成と数量は杉本家文書の編成と数量の全体像を表示したものである。

以下この表にしたがい文書の編成とその存在形態について述べてみたい。

大項目としては、名主・副戸長・家の三つとし、この大項目の中を中項目に編成し、中項目の中を小項目で編成し、文書全体の構造的あり方を明示した。小項目内の文書配列は年代順としたが、関連文書や一括袋入文書については、枝番号を付与して文書相互の関連性を見失なわないようにした。

さて、大項目の名主は、九つの中項目から編成した。すなわち、支配、土地・用水、年貢、村政、戸口、村況、伝馬役、寺社、社会である。これら中項目は名主の職務機能から文書が作成される単位としたものである。例えば支配という中項目は、さらに一〇の小項目から構成されている。すなわち、法令・触書、鷹場、地頭・先納金、八王子千人同心、農兵、訴訟、御用菜種、警備、取締組合、その他である。その他とは、どの項目にも入らないものを集めたものである。

大項目の副戸長は中項目は立てずに小項目編成とした。これは副戸長の存在した期間が明治五年(一八七二)から明治十一年(一八六八)までの短期間であったことから文書の分量もそう多くないことによる。その小項目は一一から編成されている。すなわち、戸長・副戸長、戸籍、送籍、租税、学校、徴兵・軍事、地租改正、消防、衛生、村会、村合併である。幕藩体制を解体させ、維新政府が新制度を発足させるための諸政策が、まさにこの副戸長時代に展開していることが判明するのである。明治五年以降の村政文書は一括してここに包含した。

大項目の家は、三つの中項目から編成した。すなわち、相続・慣行、経営、個人記録である。これらはすでに述べたように、いわゆる私文書

〔表3〕 武蔵国多摩郡後ヶ谷村 杉本家文書日録 編成と数量

大項目	中項目	小項目	帳	状	綴	舗	合計	史料の上限	(史料番号)	史料の下限	(史料番号)
名主 2,046 56.94%	支配 479	法令・触書 鷹場 地頭・先納金 八王子千人同心 農兵 訴訟 御用菜種 警備 取締組合 その他	114	169	7	3	293	延宝 6.12.26	〔2222〕	明治 10.4.17	〔1910〕
			3	14			17	寛永 21.3.3	〔2225〕	嘉永 3.4年	〔2522〕
			2	16			18	正徳 2.2.29	〔85〕	天保 7.10.	〔1030〕
			10	9	1		9	天保 7.	〔1042〕	天保 8.2.2	〔1044〕
			8	10			21	文久 3.11.	〔1494〕	明治 8.2.28	〔2202〕
			7	45			53	貞享 3.5.26	〔21〕	明治 19.10.4	〔2034〕
			2	4	4		11	天保 4.6.	〔2577〕	天保 6.10.	〔983〕
			19	17			23	宝暦 1.12.	〔2632〕	明治 17.8.19	〔1987〕
			4	8	3		30	明和 8.5.	〔419〕	明治 3.3.	〔1692〕
							4	文化 3.11.	〔686〕	慶応 4.4.	〔2625〕
		郷村高帳	15	2			17	享保 20.	〔218〕	明治 6.5.	〔1819〕
		新田開発	1	13			14	享保 9.5.	〔156〕	明和 3.3.7	〔2763〕
		検地帳	16	1	1		18	寛文 9.3.20	〔2〕	天保 11.3.	〔1194〕
		名寄帳	12	1			13	享保 16.2.	〔194〕	明治 5.8.	〔1792〕
		反別帳	23	3			26	享保 14.11.	〔2114〕	明治 7.8.	〔1874〕
		入会	1	1		1	2	享和 3.4.	〔670〕	明治 5.9.	〔1802〕
		用水・上水	4	4			8	宝永 4.3.	〔77〕	明治 4.5.	〔1747〕
	年貢 647	年貢割付状 年貢割付拜見連判状 年貢皆済目録 年貢勘定目録 年貢定免請納 年貢受取証文 年貢小手形 国役金 その他	9	179	1		189	延宝 2.10.	〔2094〕	明治 6.5.	〔1775〕
			5	5		5	5	享保 1.11.	〔104〕	享保 4.12.	〔135〕
			3	146			149	延宝 7.7.	〔12〕	明治 10.5.23	〔2186〕
				4			4	正徳 2.4.	〔86〕	正徳 5.7.	〔98〕
			6	5			5	享保 10.11.	〔162〕	享保 14.10.	〔183〕
				93			99	天和 1.12.	〔1113〕	明治 7.5.	〔2753〕
				42			42	寛延 1.12.	〔260〕	嘉永 5.	〔2603〕
				57			58	延享 3.11.	〔254〕	明治 8.	〔1889〕
			15	78	1		96	元禄 2.12.10	〔35〕	明治 20.6.7	〔2497〕

大項目	中項目	小項目	帳	状	綴	舗	合計	史料の上限	史料の下限	
主名	村政	村役人 百姓等	10	36			46	安永 3.8	(明治5).5	
		村議定 御用留	4				4	寛政 1.3	明治	
		貯穀・夫食 村入用帳	1	3			4	明和 9.7.24	天保 7.10.	
	戸口	村況	村方出入 打毀し捨札	41	10			44	明和 9.1.	明治 24.
			宗門人別改帳 人別送り状	14	27			24	延享 2.12	(明治3)閏10.18.
			五人組帳	6	25			33	正徳 1.6.11	明治 3.3.
	村況	伝馬役	村鑑・村明細書上帳	3	25	3		31	貞享 5.7.21	明治 11.~
			助郷 和宮下向 官軍御用	3	5			4	天保 7.12.1	天保 7.12.
			村絵図	47	2			49	元禄 2.6.25	明治 2.3.
	社	社会	教育 若者組 頼母子 講	2	3			3	弘化 2.2.	文久 2.5.
寺院 神社			3	1			3	正徳 6.2.	大正 14.1.25	
村繪図			4	1			5	宝永 3.4.	明治 7.4	
副戸長	社会	村鑑・村明細書上帳	56	90	1	56	59	元文 5.10.	明治 7.4.9	
		助郷 和宮下向 官軍御用	20	5			25	元禄 16.1.28	(明治3)8.26.	
		村絵図	3	1			13	文久 1.10.8	文久 2.2.	
副戸長	社会	教育 若者組 頼母子 講	3	1			7	慶応 3.10.	慶応 4.9.	
		寺院 神社	34	3			125	元禄 16.1.28	(明治3)8.26.	
		村鑑・村明細書上帳	9	1			10	文久 1.10.8	文久 2.2.	
副戸長	社会	教育 若者組 頼母子 講	1	1			2	慶応 3.10.	慶応 4.9.	
		寺院 神社	56	187	5	5	253	天正 19.11.	明治 29.2.2	
		村鑑・村明細書上帳	31	23	2	1	57	天正 19.11.	明治 24.7.6	
副戸長	社会	教育 若者組 頼母子 講	39	5			43	文化 10.1.	明治 15.	
		寺院 神社	1	1			2	明治 27.3.26	明治 20.5.2	
		村鑑・村明細書上帳	12	3			9	万延 2.2.1	明治 30.3.25	
副戸長	社会	教育 若者組 頼母子 講	3	2			7	寛政 1.6.	明治 8.3.	
		寺院 神社	39	5			43	享保 4.2.25	明治 26.1.27	
		村鑑・村明細書上帳	5	3			20	明治 4.3.	明治 27年度	
副戸長	社会	教育 若者組 頼母子 講	2	3			5	(明治4).8.8.	明治 27.6.23	
		寺院 神社	3	2			5			
		村鑑・村明細書上帳	3	2			5			

大項目	中項目	小項目	帳	状	綴	舗	合計	史料の上限	史料番号	史料の下限	史料番号
副戸長 403 11.23%		租税	17	101	9		127	明治 4. 1.	〔1737〕	明治 26年度	〔2513〕
		学校	9	62	13		84	明治 6. 6.	〔1826〕	昭和 12.10.16	〔2593〕
家 1,144 31.84%	相続・慣行 75	徴兵・軍事	4	39	3		46	明治 6. 1.	〔2514〕	明治 27. 9. 30	〔2150〕
		地租改正	10	15	16	6	47	(明治 5.) 2.	〔1785〕	明治 28	〔2030〕
		消防	3	3	1		4	明治 30. 4. 24	〔2011〕	明治 30. 5. 20	〔2035〕
		衛生	1	10	2		13	明治 13.12. 3	〔1941〕	明治 18. 4. 23	〔1996〕
		村会	2	6			8	明治 12. 7. 24	〔1917〕	明治 21. 9. 20	〔2006〕
		村合併	1	4	1		6	明治 8. 3. 3	〔1881〕	明治 14	〔1938〕
		過去帳・系図	6	6	1		13	元和 8～享保 5	〔2237〕	宝暦 3～明治 16	〔2509〕
		相続	1	7	1		9	元文 2. 閏11.17	〔222〕	明治 15. 1. 17	〔1954〕
		隠居	3	4			7	延享 2. 8.	〔246〕	明治 14.10. 3	〔1939〕
		結婚	1	1	1		2	明治 20. 6. 1	〔1803〕	明治 25年度	〔2090〕
離縁	6	6			6	明和 5. 5.	〔2134〕	明治 3. 4. 3	〔1709〕		
養子・養女	3	3	3		3	安永 7.11.27	〔485〕	安政 2. 2. 22	〔1383〕		
勘当	3	3	3		3	安永 9. 3.	〔504〕	天保 9. 8. 25	〔2542〕		
借財	4	2	2		6	文化 2. 2. 19	〔679〕	(明治) 16	〔2406〕		
葬儀	2	6	6		8	安永 8. 3. 6	〔494〕	明治 3. 閏10. 9	〔1720〕		
家作	1	5	5		7	文政 7. 9. 2	〔817〕	文久 2. 10.	〔1487〕		
その他	3	7	1	1	11	(寛政 2.10.)18	〔623〕	明治 43.12.20	〔1969〕		
土地売買証文	2	113	4		119	天和 3. 2. 1	〔2110〕	明治 21. 9.	〔2024〕		
質地証文	1	141	9		151	享保 6.12.	〔147〕	明治 21.10.	〔2046〕		
小作証文	10	12	2		22	宝暦 8. 4.	〔303〕	明治 22.10.16	〔2028〕		
金子借用証文	5	197	2		204	享保 11.12.17	〔166〕	明治 44.11.19	〔2068〕		
金銭受取証文	11	199	10		220	寛延 2.	〔2174〕	大正 7. 4. 28	〔2741〕		
奉公人請状	2	12	4		14	明和 3. 3. 7	〔2550〕	安政 6. 4.	〔1379〕		
諸営業	18	72	4		94	延享 1.12.	〔2176〕	明治 34. 6.	〔2015〕		
諸商品取引	1	23	1		24	(安永 8.)10.27.	〔2440〕	(明治)18. 2. 14	〔2471〕		
その他	1	2	1		4	明治 21.12.26	〔2391〕	大正 9. 4. 18	〔2211〕		

大項目	中項目	小項目	帳	状	綴	舗	合計	史料の上限 (史籍番号)	史料の下限 (史籍番号)
家	個人記録 217	万覧帳	8	1			8	延享 4. [2280]	明治 23.4.11 [2029]
		見聞録	3				4	明和 1.12.21 [2164]	安政 7.3.吉 [1436]
		日記・日誌	2				2	文政 3.12. [777]	明治 13.3.7 [2734]
		小遣帳	2				2	元治 1.11.1 [1510]	明治 38.1. [1511]
		書状	6	98		98	(明治)9.8.11 [1925]	明治 44.10.30 [2376]	
		書物	5	8	1	12	寛政 9. [647]	明治 16.9.5 [1986]	
		俳諧	3	11	3	11	[2486]		
		旅	4	62		14	宝暦 4.2. [298]	明治 26.11.14 [2059]	
		その他				66	文政 12.10. [885]	昭和 15.8. [2774]	
計			732	2,658	129	74	3,593		

が中心となっている。

相続・慣行は、さらに一一の小項目から、経営は九つの小項目から、個人記録も九つの小項目から、それぞれ編成されている。以上により杉本家文書三五九三点を編成して目録としたものである。

杉本家文書の特徴としては、名主・副戸長時代の村政の公的文書がよく充実していることであり、家の私的文書もそれなりによく包含されている。

研究対象としては、まことに魅力ある文書群といえる。

△森 安彦▽

△追記▽

本目録の作成は森安彦が担当したが、兼原明子氏のご協力を得た。記して感謝の意を表したい。

〔参考文献〕

- 【大和町史】（東京都北多摩郡大和町教育委員会編集兼発行、昭和三八年）
- 【多摩湖の歴史―普及版―】（東京都東大和市編集・発行、平成元年）
- 【角川日本地名大辞典13 東京都】（同編纂委員会編集、角川書店発行、昭和五三年）
- 【江戸東京学事典】（小木新造他編、三省堂発行、昭和六二年）
- 【東大和の生活と文化】（武蔵野美術大学生活文化研究会編、東大和市教育委員会発行、昭和五八年）
- 【狭山之葉】（杉本林志著、杉本寛一発行、巖松堂書店発売所、昭和一四年）

史料館所蔵史料目録 第六十五集
武蔵国多摩郡後ヶ谷村杉本家文書目録

平成九年三月三十一日 印刷発行

編集兼 国文学研究資料館
発行者 史料館

〒142 東京都品川区豊町一丁目十六番十号
TEL 〇三―三七八五―七一三(代)
FAX 〇三―三七八五―四四五六

印刷所 睦美マイクログラフ株式会社
〒135 東京都江東区東陽一丁目十六番十二号

(本文用紙は中性紙を使用)